

令和8年9月第204回定例 農業委員会総会議事録

令和8年9月10日（木）

3階 特別会議室1

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第800号	農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第801号	農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第802号	農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第803号	農用地利用集積等促進計画(案)について

報告第490号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
報告第491号	その他の専決報告について

開会 午前9時30分

事務局長

委員の皆様お疲れ様です。

それでは早速ですが定刻となりましたので、令和8年9月第204回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしくお願いします。

議 長

本日は、お忙しい中、ご参集をいただきありがとうございます。

議 長

それでは会議に先立ちまして、農業委員会憲章の唱和をお願いしたいと思います。

私が前文を申し上げますので、引き続き唱和をお願いします。

<農業委員会憲章の唱和>

議 長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思います。

議 長

本日の現在出席委員 20名、欠席の届出 4名(6番●●●●委員、16番●●●●委員、17番●●●●委員、20番●●●●委員)より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、9月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和8年9月第204回定例総会を、ただ今から開催します。

議 長

まず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

12番 ●● ●●委員

13番 ●● ●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第 800 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求

事務局

めます。

議第800号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年9月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、土田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積205㎡、世帯の経営面積、渡人600㎡、受人0㎡で今回の申請面積205㎡となります。渡人につきましては、土田町●●番地、●●●●、受人につきましては、土田町●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、家庭菜園として利用でございます。こちらは農地部会でも草木が繁茂しているところと思われますが、とのご意見がありましたが、申請受付時に草刈り等されているか確認し、耕作ができる状態か否か確認させていただいております。

番号2、土地の所在地、浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,156㎡、同じく浅小井町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,455㎡、世帯の経営面積、渡人3,227㎡、受人1,034,786㎡で、今回申請面積を合わせますと1,037,397㎡となります。渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号3、土地の所在地、安土町下豊浦●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積283㎡、同じく安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,277㎡、世帯の経営面積、渡人4,769㎡、受人5,819㎡で今回の申請面積を合わせますと9,379㎡となります。渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地●●、●●●●、受人につきましては、安土町上豊浦●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法

第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条第3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

（特に補足説明もないようですので、）皆様にお伺いします。

質問や意見はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。

議第 800 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 801 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可することについて、及び、議第 802 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第801号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会

の決定を求める。令和8年9月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町小中●●番●●の一部、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積792㎡の内245.25㎡、安土町小中●●番●●の一部、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積515㎡の内88.35㎡、安土町小中●●番●●の一部、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積146.4㎡、安土町小中●●番●●の一部、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積565㎡の内489.16㎡、安土町小中●●番●●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積13㎡、申請人につきましては、鷹飼町北●丁目●●番地●●、●●●●、申請地は、安土町小中地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。転用理由は貸露天駐車場（一時転用）で、利用期間については、令和8年10月1日から令和11年3月31日の2年5カ月でございます。

現在、職員駐車場として2ヶ所、賃貸借契約を締結し利用されていますが、双方の土地所有者より、令和8年9月末及び令和9年3月末をもって契約解除の申し出があり、代替えとなる職員駐車場用地を至急確保する必要が生じたため、今回申請されたものです。農地部会でも協議されましたが、一時転用であり舗装等はされず形状の変更はしないで、必要最小限の面積での利用とされています。また、一時転用期間終了後には、保育園西側の隣接地を駐車場予定地とされています。本来、農振農用地区域内農地の転用は認められませんが、本件については、3年以内の一時転用で位置が限定されており例外的に許可し得るものであります。

続きまして、議第802号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年9月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、浅小井町●●番●●、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積298㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●●番地●●、●●●●、申請地は、浅小井町地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。契約内容は売買です。

転用目的は、農業用運搬車両の駐車場で、現地は、平成１０年頃に受け人の父が造成し、農業用運搬車両の駐車場として利用されておりました。今回、土地の整理をしたところ、転用ができていないことが判明したために申請されたものです。

本来、農振農用地区域内農地の転用は認められませんが、本件については、令和８年７月１７日付けで農振軽微変更がされ、農用地利用計画に指定された用途であるため例外的に許可し得るものであります。顛末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議第 801 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 802 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、10番 ●●●●委員、よろしくお願いします。

委 員

8月31日に、議第 801 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第802号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて21番 ●●●●委員、22番 ●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

最初に、農地法第4条の番号1の案件です。

この申請地については、隣接農地との境界にＬ型擁壁を設置し土砂の流出を防いでいます。また、雨水排水については、地下浸透で処理されていることから、周辺農地への影響は無いと考えます。

次に農地法第5条の番号1の案件です。

この申請地は顛末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

第4条許可申請1件、第5条許可申請1件、計2件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査結果報告を終わります。

議 長	お疲れさまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。
委 員	(特になしの声)
議 長	質問も意見もないようですので、採決に入ります。 ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
委 員	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。
議 長	それでは次に 議第 803 号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議第803号、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、近江八幡市より別紙のとおり農用地利用集積等促進計画(案)の提出があったので、意見を求める。 上記の議案を提出する。令和8年9月10日、近江八幡市農業委員会会長、村地清広。 今回は、地権者が農地中間管理機構を通じて耕作者に貸付ける案件が 5P～10P の162件、耕作者の変更が 11P の5件、所有権移転が 12P の2件でございます。 なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。番号1についてのみ紹介させていただきます。 番号1、農地中間管理機構に権利の設定をする者、●●●●、近江八幡市牧町●●番地、権利の設定をする土地、南津田町●●、田、3,394㎡、設定する権利、賃借権、内容は水田、令和8年11月1日から令和13年12月31日までの5年2ヶ月、借賃につきましては、10アールあたり10,000円、権利の設定を受ける者、●●●●●、近江八幡市大中町●●番地でございます。

	以上、ご審議の程、よろしくお願いします。
議 長	皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。
委 員	内野営農組合の案件で、何件か借賃が書かれていないところがあります。なぜですか。
事務局長	借賃が書かれていないところですが、中ほどの権利の種類を見てもらったら分かりますが、使用貸借権となっております。使用貸借権となっておりますのは0円での貸し借りになります。賃料が発生する場合は賃貸借となっております。
議 長	他に質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。 議第 803 号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。
委 員	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、原案どおり承認することに決定いたします。
議 長	それでは、次に報告第 490 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 491 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	報告第490号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。 農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和8年9月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。 番号1、土地の表示、金剛寺町●●番●●、田、491㎡、金剛寺町●●番●●、田、200㎡、渡人につきましては、金剛寺町●●番地、●●●●、同じく金剛寺町●●番、田、181㎡、金剛寺町●●番●●、田、114㎡、渡人につきましては、金剛寺町●●

番地、●●●●、受理日及び受理番号、令和8年7月24日、●●番、以上4筆の受人につきましては、金剛寺町●●番地●●、●●●●、理由につきましては、分譲住宅地、区分につきましては、売買でございます。

番号2、土地の表示、江頭町●●番地●●、田、1,041㎡、受理日及び受理番号、令和8年8月18日、●●番、渡人につきましては、江頭町●●番地、●●●●、受人につきましては、若宮町●●番地●●、●●●●、理由につきましては、共同住宅、区分につきましては、売買でございます。

番号3、土地の所在地、金剛寺町●●番●●、田、112㎡、金剛寺町●●番●●、田、125㎡、受理日及び受理番号、令和8年8月17日、●●番、渡人につきましては、金剛寺町●●番地、●●●●、受人につきましては、金剛寺町●●番地●●、●●●●、理由につきましては、分譲住宅地、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第491号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。
令和8年9月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約通知の受理について、今回は賃貸借契約解除が9件ございました。

2、公共工事における一時転用について、東近江土木事務所長より、協議依頼が提出されましたのでご報告いたします。協議地は船木町●●番地外3筆、目的は一級河川八幡川の改良工事における工事用地が必要になるためでございます。期間については、令和8年10月1日から令和11年3月31日までの2年6ヶ月となります。

以上報告とさせていただきます。

議 長

ただ今の、報告第490号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第491号その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長 | それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件
 | でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長 | 以上で本日の総会日程は終了しました。
 | これをもちまして第 204 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午前10時10分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員